

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、
参考となる他自治体の条例事例(⑨市民・区民)

目次

1. 自治全般に関する条例の事例	
(1) ニセコ町まちづくり基本条例	1
(2) 杉並区自治基本条例	2
(3) 多摩市自治基本条例	2
(4) 大和市自治基本条例	3
(5) 「文の京」自治基本条例	3
(6) 足立区自治基本条例	4
(7) 川崎市自治基本条例	5
(8) 中野区自治基本条例	5
(9) 三鷹市自治基本条例	6
(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例	6
2. 参加及び協働に関する条例の事例	
(1) 西東京市市民参加条例	7
(2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	7
(3) 大田区区民協働推進条例	8
(4) 中野区区民公益活動の推進に関する条例	8
(5) 八王子市市民参加条例	9

.....

1. 自治全般に関する条例の事例
(1) ニセコ町まちづくり基本条例

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満 20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第 11 条 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第 12 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第 13 条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

(2) 杉並区自治基本条例

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。

2 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。

第 3 章 区民の権利及び義務

(区民の権利)

第 4 条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第 27 条で定める住民投票を請求する権利を有する。

(区民の義務)

第 5 条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第 4 章 事業者の権利及び義務

第 6 条 事業者は、第 4 条第 1 項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(3) 多摩市自治基本条例

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。

第 2 節 市民の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。

3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。

(市民の義務)

第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。

(4) 大和市自治基本条例

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。

第3章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。

3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。

4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

(子ども)

第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

(5) 「文の京」自治基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。

2 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。

3 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。

4 地域活動団体、地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。

5 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に

活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。

6 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務

(区民の権利)

第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(区民の責務)

第9条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。

2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第2節 地域活動団体の権利と責務

(地域活動団体の権利)

第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(地域活動団体の責務)

第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。

2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第3節 非営利活動団体の権利と責務

(非営利活動団体の権利)

第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の責務)

第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。

2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第4節 事業者の権利と責務

(事業者の権利)

第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。

2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

(6) 足立区自治基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のもの

のをいう。

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。

2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

(7) 川崎市自治基本条例

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(8) 中野区自治基本条例

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に参加する権利を有する。

2 区民は、区の保有する情報を知る権利を有する。

3 区民は、区政への参加に当たって自らの発言と行動に責任を持ち、安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて努めるものとする。

（９）三鷹市自治基本条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。

（２） 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。

第2章 市民及び市民自治

（地域における市民の権利、責務等）

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

（市政における市民の権利、責務等）

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

（事業者等の権利、責務等）

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

（１０）豊島区自治の推進に関する基本条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。

（２） 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

(3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

第2章 区民等

(区民の権利)

第7条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) 区政に参加する権利
- (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。

(区民の責務)

第8条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第1項各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。
- (2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。
- (3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。
- (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
- (5) 行政サービスに係る負担を分任すること。

(事業者等の役割)

第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。

2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。

2. 参加及び協働に関する条例の事例

(1) 西東京市市民参加条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

(2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。

2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。

3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。

(2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

(市民参加の権利)

第4条 市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。

2 満 20 歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。

(3) 大田区区民協働推進条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 区民活動 区民、区民活動団体及び事業者が行う営利を目的としない自発的な活動であつて、不特定多数の利益その他の社会の利益のためのものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(4) 区民活動団体 区民活動を行うことを主たる目的とし、継続性を持つ団体であつて、区内で活動するものをいう。

(5) 事業者 区内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(区民の役割)

第4条 区民は、地域社会に関心を持ち、区民活動に自発的に参加し、又は参画するよう努めるものとする。

(区民活動団体の役割)

第5条 区民活動団体は、自らの使命と責任において、その特性を十分に生かした区民活動を推進するとともに、当該活動が広く区民に理解されるよう努めるものとする。

2 区民活動団体は、民主的で開かれた組織運営をするよう努めるものとする。

3 区民活動団体は、そのネットワークを生かして協働を推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として地域との共存を図り、公共的な課題の解決及び幅の広い社会貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、協働事業の目的に応じた資源を提供し、成果を分かち合う協働を推進するよう努めるものとする。

(4) 中野区区民公益活動の推進に関する条例

(定義)

第2条 この条例において「区民公益活動」とは、区民が自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動であつて、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)

の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(区民の役割)

第4条 区民は、区民公益活動への理解を深め、その推進に協力するよう努めるものとする。

(区民公益活動を行う団体の役割)

第5条 区民公益活動を行う団体は、その活動が広く地域社会全体に理解されるよう、活動内容等について情報の公開に努めるとともに、必要に応じて、他の区民公益活動を行う団体、事業者及び区と連携を図り、協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として区民公益活動への理解を深め、区内における区民公益活動の発展に協力するよう努めるものとする。

(5) 八王子市市民参加条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(市民の責務)

第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。